



西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年 3月

西 宮 市

はじめに



本市では、平成21年9月に新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的大流行（パンデミック）を受けて「西宮市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後「新型インフルエンザ対策政府行動計画」の改定に合わせて随時見直しを行ってまいりました。

平成25年、中国において鳥インフルエンザA（H7N9）に感染した患者が多く報告されたため、政府はこの事態を受け、公布から1年以内に施行するとしていた新型インフルエンザ等対策特別措置法について、平成25年4月12日に施行令を閣議決定し、13日に法を施行いたしました。さらに、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」についても、16日にパブリックコメントを実施し、6月7日に閣議決定、公示しました。

特別措置法の規定に基づいて策定された政府行動計画を踏まえ、兵庫県は平成25年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定、本市におきましても健康福祉局保健所と防災危機管理局が中心となり、今回「西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定いたしました。

改定後の本行動計画は、国・県の計画と同じく病原性の高い新型インフルエンザのほか、感染力の強さから社会的影響が大きい未知の新感染症が発生した場合の対応も念頭におきつつ、感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示しています。

また、パンデミックに際しての「危機管理」では、全市的体制をとるだけでなく、他市や国・県との連携が重要であることから、それらの行動計画との整合性も念頭において策定しています。

新型インフルエンザ等を巡る情勢や国の運用指針は刻々変化していくことが想定されており、本計画も適宜その変化に対応して改定していくこととしております。

最後になりましたが、本計画の策定にご協力いただきました医療専門家の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本計画が市民の皆様を新型インフルエンザ等の感染症から守る有効な方策として、大いに役立つことを心から願っております。

平成26年（2014年）3月

西宮市長 河野昌弘

《 目 次 》

第1編 計画の策定にあたって ～対策の基本方針～

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定までの経緯.....	2
3. 新型インフルエンザ等対策の考え方.....	2
4. 各発生段階の概要.....	8
5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	14
6. 体制の概要.....	16
7. 行動計画における主要5項目.....	17
8. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	27
9. 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	28
10. 患者情報等の取扱に係る考え方.....	31

第2編 各段階の計画について

1. 未発生期.....	32
2. 海外発生期・県内未発生期.....	41
3. 県内発生早期.....	51
4. 県内感染期.....	76
5. 小康期.....	91

第3編 組織・体制について

1. 西宮市新型インフルエンザ等対策本部及び調整会議の構成.....	94
2. 西宮市新型インフルエンザ等保健所対策本部の構成.....	95
3. 各局の主な役割.....	96

第4編 資料

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策.....	99
用語解説.....	101